

## 「改訂4版 賃貸不動産管理の知識と実務」正誤表

下記に内容に誤りがありましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、訂正させていただきます。

頁数	内容	修正後	修正前
13(※)	目次	●VII原状回復・・・642 I 新民法における原状回復の条文化・・・642	●VII原状回復・・・643 I 新民法における原状回復の条文化・・・643
67	序編第3章「I 改正民法」29行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由(新民法では、中断は更新に変更)
186	第2編第2章「関連事項 民法(債権関係)の改正」9行目	時効の完成を阻止する事由	時効中断事由(新民法では、中断は「完成猶予」に変更)
420	第5編第1章「(3)保証する債務の範囲」26行目	ものではない(保証債務の附従性。民法第448条)。	ものではない(保証債務の附従性。民法第448条)。
642(※)	第6編第2章「VII原状回復」の最後の行に、右の修正後の2行を追加する。	(2)ガイドラインの策定・改訂の経緯 ガイドラインが国土交通省から最後に公表されたのは、1998(平成	
691	第7編第1章「I 総論」6行目の市街化区域	市街化を進める区域	市街地を進める区域
808	第7編第3章「V電気設備」10行目、20行目	選任が必要	専任が必要
816	第7編第3章「VI電気設備」19行目	雷保護用等重位ボンディング	雷保護用等位ボンディング
870	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」10行目の文章(右の修正前の文章)を削除する。		次のようなケースには、とくに企画提案書が必要とされる。
870	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」29行目	基準地の価格	基準値の価格
884	第8編第1章「III支援業務の準備と実施」9行目	5●建蔽率・容積率	5●建蔽率・容積率

2019.04.16現在

※ 13頁と642頁につきましては修正用シールをご用意しております。  
ご希望の方にはお送りいたしますので、右記までご連絡頂けます様  
お願い申し上げます。

株式会社 大成出版社  
東京都世田谷区羽根木1-7-11  
電話:03-3321-4131  
FAX:03-3325-1888  
<https://www.taisei-shuppan.co.jp/>